

第2章 分限・懲戒

○大雪消防組合職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例

〔平成15年3月28日〕
〔条例第2号〕

改正 平成18年12月27日条例第8号

改正 平成31年3月22日条例第1号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第3項の規定に基づき、大雪消防組合職員（以下「職員」という。）の意に反する降任、免職及び休職の手続き及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

（分限に関する手続き及び効果）

第2条 職員の分限に関する手続き及び効果に関しては、消防本部又は消防署の所在町職員の例による。ただし、管理者が必要と認める場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月27日条例第8号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に改正前の条例に基づき処分手続中のものについては、なお従前の例による。